

救急搬送体制連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 傷病者の救命率向上を図るためには、消防機関と医療機関との円滑な連携が必要である。

このため、全県的な救急搬送体制の課題について協議・調整する「救急搬送体制連絡協議会(岡山県メディカルコントロール協議会)」(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者(以下「会員」という。)をもって構成する。

(1) 行政機関関係者

ア 岡山県知事直轄、保健医療部の職員

イ 岡山県下消防本部の職員

(2) 学識経験者

ア 岡山県医師会の推薦する者

イ 岡山県病院協会の推薦する者

2 協議会に会長及び副会長を置き、会員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 第1項の規定にかかわらず、会長は適当と認める者を会員に委嘱することができる。

6 会長は、必要に応じ、ワーキンググループを設置することができる。ワーキンググループは、会長から指示のあった事案について意見をとりまとめて協議会へ提出し、協議会はそれを協議する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議する。

(1) 救急搬送体制の整備・充実に関すること

(2) 消防機関における医療機関の受入情報の収集システムの構築に関すること

(3) 救急隊と医療機関との連携強化に関すること

(4) 救急隊員・救急救命士の活動・教育体制に関すること

(5) 傷病者の搬送と受入れの実施基準に関すること

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。

(地域のメディカルコントロール協議会との連携)

第5条 協議会は、協議会と共通の目的を有する県内各地域のメディカルコントロールを推進する組織と連携して必要な活動を行うものとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局を岡山県消防保安課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 6年3月17日から施行する。

この要綱は、平成 6年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 8年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成14年8月 8日から施行する。

この要綱は、平成15年3月17日から施行する。

この要綱は、平成17年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年3月18日から施行する。

この要綱は、令和 5年4月 1日から施行する。